

職員倫理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 若葉（以下、「若葉」という。）の業務に従事する全ての者（以下、「職員」という。）の職務に係る倫理を保持するために必要な事項を定める。

(基本理念)

第 2 条 職員は、若葉の行う事業内容を熟知し、職務遂行の重要性とその責任の重さを常に自覚し、目的達成に向かって努力するとともに、社会的常識において、清廉潔白な態度で業務を遂行しなければならない。

(定義)

第 3 条 この規程において用いる用語の意味するところは、以下の各号の定義による。

- (1) 職員：若葉の業務に従事する役員以下全ての者を示す。
- (2) 利用者等：若葉の利用者、利用者の保護者その他関係者を示す。
- (3) 事業者等：若葉以外のその他の団体及び事業を営む個人を示す。
- (4) 利害関係者：前第（2）号及び第（3）号該当者を示す。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理行動基準)

第 4 条 職員は、法律・法令・就業規則及び当規程に定める事項を遵守し、これに違反してはならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。（守秘義務）
- (2) 職員は、各個人それぞれの人格を尊重しなければならない。（個人の尊重）
- (3) 職員は、職務の遂行に当たっては、社会的な常識・道徳・規範を念頭に置き不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行にあたらなければならない。（差別的取扱いの禁止と公正な取扱い）
- (4) 職員は、職務上の立場、地位を私的利益のために利用してはならず、職務の執行に当って、利用者等及び職員から金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。（利益誘導の禁止）
- (5) 職員は、若葉の職員であることに誇りを持ち、自らの行為が若葉の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。（信用の確保）

(理事会への報告)

第 5 条 総合施設長は、毎年理事会に職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

(贈与等の報告)

第 6 条 事業者等から贈与を受けたとき及び事業者等に対し職務に関連して提供した便宜また人的役務等に関して報酬の支払いを受けたときは、下記により総合施設長に報告しなければならない。

- 2 報告は、4月～6月、7月～9月、10月～12月、及び1月～3月の各期間（以下「四半期」という。）ごとに翌四半期の初日から14日以内に報告する。

(報告書の保存)

第 7 条 前条の規定により提出された贈与等の報告書は、これを受理した総合施設長において、当該年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(倫理監督者の任命)

第 8 条 職員の職務に係る倫理保存を図るための倫理監督者を次の通り置くこととする。

- (1) 本部にあっては事務長、事業所等にあっては施設長またはセンター長を倫理監督者とする。
- 2 前項に規定する倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関する指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(禁止行為)

第 9 条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で労務の提供を受けること。
- (4) 利害関係者から社会常識を超える接待を受けること。
- (5) 利害関係者から前各号以外の経済的利益を受けること。
- (6) 若葉の金銭・物品・設備・機材を私的に使用すること。
- (7) 若葉に経済的損失をあたえること。
- (8) 前各号に準ずる行為を行うこと。

(他人名義での行為の禁止)

第 10 条 職員は、前条に規定する事項を他人名義で行ってはならない。

(禁止行為の例外)

第 11 条 職員として私的な関係がある利害関係者との間における行為については、私的な関係の経緯、職務上の利害関係の状況等を勘案して社会通念上公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招く恐れがないと認められる場合に限り第 9 条及び第 10 条に定める禁止行為は解除するものとする。

- 2 職員は、前項の社会通念上公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招く恐れがないかどうか判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(事情説明の義務)

第 12 条 職員がこの規程に違反する行為を行ったとき、または違反する行為を行っているという疑惑が発生したときは、若葉はその職員に対し、事情説明を求めることができる。

- 2 若葉から事情説明を求められた職員は、若葉に対し真実を説明しなければならない。

(倫理監督者への相談)

第 13 条 職員は、自ら行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第 9 条に各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(講演等に関する規制)

第 14 条 職員は、職務に関連して、利害関係者からの依頼に応じ講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送番組への出演をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承諾を得なければならない。

(懲戒処分)

第15条 この規程に違反した職員は、懲戒処分に付する。懲戒処分は、その情状に応じ、次のいずれかとする。

- (1) 戒告 始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を取り、給与を減給する。但し、その額は給与の額の10分の1を超えないこととする。
- (3) 出勤停止 始末書を取り、出勤を7日間以内停止し、その期間の給与を支給しないこととする。
- (4) 昇給停止 始末書を取り、次期昇給を1年を越えない範囲内で延期する。
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時解雇する。

(所属長の管理責任)

第16条 職員がこの規程に違反して懲戒処分を受けたときは、事情によりその所属長も監督不行き届きの理由で懲戒処分に付することがある。ただし、その防止につき必要な措置を講じたとき、またはやむを得ず講ずることができなかつたときは、この限りではない。

(倫理委員会)

第17条 倫理委員会は、各倫理監督者を委員とし、本部の倫理監督者を委員長とする。この委員会での審議結果により、総合施設長が決定する。

(総合施設長の責務)

第18条 総合施設長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存のための体制の整備その他の職員に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処する。
- (3) 職員がこの規程に違反する行為についての倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、職員の倫理観の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務)

第19条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員から第9条又は第13条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (3) 総合施設長を助け、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導と助言を行うこと。
 - (4) この規程に違反する行為があった場合にその旨を総合施設長に報告すること。
- 2 倫理監督者は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。